概要

投資の自由化

1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

2　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。

3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

十一

分野　情報通信業

小分野　電気通信業

産業分類　ＪＳＩＣ　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等
ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
ＪＳＩＣ　三七三一　電気通信に附帯するサービス業

関連する義務　市場アクセス（第八・七条）
内国民待遇（第八・八条）
経営幹部及び取締役会（第八・十条）

政府の段階　中央政府

措置　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条

概要

投資の自由化

1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。

(a)　日本国の国籍を有しない自然人

(b)　外国政府又はその代表者

(c)　外国の法人又は団体

2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

十二

分野　情報通信業

小分野　電気通信業及びインターネット付随サービス業

産業分類（注）　ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
ＪＳＩＣ　三七一二　長距離電気通信業
ＪＳＩＣ　三七一三　有線放送電話業
ＪＳＩＣ　三七一九　その他の固定電気通信業
ＪＳＩＣ　三七二一　移動電気通信業
ＪＳＩＣ　四〇一一＊　ポータルサイト・サーバ運営業
ＪＳＩＣ　四〇一二＊　アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ
ＪＳＩＣ　四〇一三　インターネット利用サポート業

注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録義務の対象となるものに限られることを示す。

関連する義務　内国民待遇（第八・八条）

政府の段階　中央政府

措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条（注）

注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」及び「特定取得」の定義は、この留保の解釈について適用する。

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条

投資の自由化

1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

2　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。

3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

十三

分野　製造業及び情報通信業

小分野　電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業

産業分類　ＪＳＩＣ　二八一四　集積回路製造業
ＪＳＩＣ　二八二一　半導体メモリメディア製造業
ＪＳＩＣ　二八三二　光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業
ＪＳＩＣ　二八四二　電子回路実装基板製造業
ＪＳＩＣ　三〇一一　有線通信機械器具製造業
ＪＳＩＣ　三〇一二　携帯電話機・ＰＨＳ電話機製造業
ＪＳＩＣ　三〇一三　無線通信機械器具製造業
ＪＳＩＣ　三〇三一　電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く。）
ＪＳＩＣ　三〇三二　パーソナルコンピュータ製造業
ＪＳＩＣ　三〇三三　外部記憶装置製造業
ＪＳＩＣ　三九一一　受託開発ソフトウェア業
ＪＳＩＣ　三九一二　組込みソフトウェア業
ＪＳＩＣ　三九一三　パッケージソフトウェア業
ＪＳＩＣ　三九二一　情報処理サービス業

関連する義務　内国民待遇（第八・八条）

政府の段階　中央政府

措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条（注）

注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」及び「特定取得」の定義は、この留保の解釈について適用する。

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条

投資の自由化

1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

2　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。

3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

十四

分野　製造業

小分野　船舶製造・修理業、舶用機関製造業

産業分類　ＪＳＩＣ　三一三一　船舶製造・修理業

関連する義務　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）

政府の段階　中央政府

措置　造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二条から第三条の二まで

概要

投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易

総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の船舶の製造又は修理に利用することができるドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮するとの要件に従う。

十五

分野　製造業

小分野　医薬品・医療機器製造業

産業分類（注）　ＪＳＩＣ　一六五＊　医薬品製造業
ＪＳＩＣ　一六五三　生物学的製剤製造業
ＪＳＩＣの大分類Ｅ（製造業）の医薬品中間物製造業であって、ＪＳＩＣ一六五及びＪＳＩＣ一六五三に関連するもの。
ＪＳＩＣ　二七四＊　医療用機械器具・医療用品製造業
ＪＳＩＣ　二九六＊　電子応用装置製造業
ＪＳＩＣ　二九七三＊　医療用計測器製造業

注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保が対象とする活動が病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに高度管理医療機器の製造業に関連するものに限られることを示す。